

は課題あり。

・働く意志→踏み込んでいる。EX
ハローワーク、インターネットなどで
頑張つており、「あり」と判断。

・水際問題→実態を十分考慮

却下処分について違法と判示・確定

原告の思いや長浜市の動きなど

原告はこんなことがまかり通つては
と裁判に踏み込んだが、一方で精神的
にかなり追いつめられた。市役所は家
の前に張り込み、隠し撮りをするなど
の嫌がらせをして来た。

質疑

Q 生活保護に関して、800円しか
ないのにも関わらず、申請を却下する
というのはそもそも違法では。

A 収入が最低生活基準に満たなかつ
たら本来生活保護が開始されるべきで
ある。

Q 裁判中に精神的に追いつめられた
とあつたが、精神科に行かなかつたの
か?

A 生活福祉資金援を受けるまで行け
なかつた。薬、病院での対応さえも分
からなかつた。

裁判といふことを忘れたかつた。不
安だつた。

Q 隠し撮りなどは肖像権の侵害とし
て国賠を求められなかつたのか?

A 求められたのかもしれないが、裁
判が終結しかけていて長引くのを避け
たかつた。却下処分取り消しの論点を
を貫いた。

岸和田事件

経過 原告・30代後半。中卒。自動車免許
なし。派遣切りにあり、仕事を探すが
無い。あつたとしても企業側の理由に
より長続きしない。病気なし。

申請をしようとするが仕事をできる
ことを理由に却下される。月収300
円

← 生活保護申請0回目 貸付金などを
教示し相談扱い→水際作戦

申請1回目 貸付金は保護の要件な
どと教示。稼働能力の活用が図られる
として申請却下

申請2回目

・月給制の会社に就職したがパワハ
ラがひどく1日のみでやめる。
→稼働の意志がないと判断

・仕事が見つかっていたという事実
→仕事を見つけることができるは
ずだ論。

→これでは仕事を見つけられてい
ても、見つけられなくても却下され
ことになる。

申請3回目

・月給のある仕事（内定）
→社協の貸し付けへ誘導。結局就
職できなかつたが保護申請は却下。

申請4回目

・家賃滞納で家を追い出されると
ころまで追いつめられていたが申請を
却下。

申請5回目

・面接場所・面接官の名前等が求職
活動の報告書にないため求職活動の状
況が不明である、不十分であるとして
却下。

申請6回目で保護開始

裁判の争点と判断

稼働能力

申請者の年齢や健康状態、申請者の
生歴。職歴等や、申請者が有してい
る資格等を総合的に判断すべき

稼働能力を活用する意思

申請者の資質や困窮の程度等を勘案
し、当該申請者について社会通念上最
低限度必要とされる程度の最低限度の
生活の維持のための努力を行う意思が

認められる以上は、それが一般的には
さらなる努力をする余地があるので
あつたとしても、なお稼働能力を活用
する意思を有していると認めるのが相
当である。

稼働能力を活用することができる就
労の場を得ることができるか

申請者の稼働能力の程度等も踏まえ
た上で、当該申請者が求人側に対し
申し込みをすれば原則として就労の場
があつたか否かを基準として判断すべ
き

ここに言う「就労の場」とは、申請
者が一定程度の給与を一定期間継続し
て受けられるような場をいう

原告の思い

ハローワークに週4～5回通い、求
人ペーパーや新聞を活用し仕事を探し
た。自転車で遠くの格安のスーパーで
食費をまかなうが、それでも食事は質
素なものだつた。精神的にも参つてい
たが鬱までには至らなかつた。健康で
若いといふこともあり、仕事を見つけ
られるはずなのに見つけることができ
ない自分を嫌悪した。申請したとき役
人が必ず見つかるから大丈夫。」とい
うが見つけることができない状況を分
かつてくれないことに疑問を抱いた。
市側にただ謝罪してほしくて裁判を続
けたが、勝つことができて良かつた。

担当のケースワーカーに「そんな制
度はない」と拒否される。

現在ヤンマーによる就労妨害に遭い、
どんなバイトにもつけない状態になつ
ている。（顔写真や生年月日を流してい
る）

Q 愛荘町で福祉事務所を持つて
いるわけではないのでは？

A 県事務所だが愛荘町は町の役目を
きちんと果たしている。

↓通常の町は経由しているだけ。

滋賀県下における生活保護の実態と問
題点

愛荘町 日本語学校のブラジル人学校で働く
夫婦が無給で働かされる

町長が支給決定までに日を要する
生活がやつていけないと素早い対応を
行ってくれた。

東近江市 ブラジル人に対して法律を知らない

ことをいいことに好き勝手言う
EX「自分の国に帰れ！」など
→ユニオンがいるときは何も言わ
ない。対応を録音し改善を勝ち取る。

草津市

東近江市よりはましたが、本人申請
では申請を認めようとしない。外国人
については窓口に通訳がない。同行
すればすんなり対応してくれる

長浜市

相当ひどい。福祉にほど遠い自治体
である。

EX ヤンマーによつて雇い止め解
雇にあい、生活保護申請

長浜簡易裁判所に居住権確認に調停
を行つていただが、期限が切れ着の身着
のまま寮から引っ越しすることに（家
具なども寮に完備されていたため無
い）。引っ越し費用と共に 家具什器費
を申請する。

担当のケースワーカーに「そんな制
度はない」と拒否される。

現在ヤンマーによる就労妨害に遭い、
どんなバイトにもつけない状態になつ
ている。（顔写真や生年月日を流してい
る）

Q 愛荘町で福祉事務所を持つて
いるわけではないのでは？

A 県事務所だが愛荘町は町の役目を
きちんと果たしている。

↓通常の町は経由しているだけ。

滋賀県下における生活保護の実態と問
題点

愛荘町 日本語学校のブラジル人学校で働く
夫婦が無給で働かされる

町長が支給決定までに日を要する
生活がやつていけないと素早い対応を
行ってくれた。

東近江市 ブラジル人に対して法律を知らない

第2分科会（生活保護法改正・生活困窮者自立支援法）

第2分科会は、生活保護法改悪と生
活困窮者自立支援法をテーマに取り上
げました。参加者は20名ほどで、5
名の報告者から発言がありました。

まず、弁護士の小久保哲郎さんから、
12月の生活保護法の「改正」につい
て、その内容と今後の対抗策について
報告がありました。今回の「改正」に
は、申請手続の厳格化と扶養義務の強
化が盛り込まれており、生活保護の「水
際作戦」を生み出すおそれが高いこと
が指摘されています。小久保さんは、
今回の「改正」内容について、政府・
厚労省の説明や国会における答弁、こ
れまでの裁判で勝ち取ってきた成果な
どをわかりやすく整理して説明され、
福祉事務所が不当な対応をしてきたと
きの理論的な反論の根拠を提供してくれ
ました。特に、申請行為が非要式行
為であり、口頭で申請する」とも認め
られるという点については、これまで
の取り扱いに変更がないことが繰り返
し確認されているそうです。

次に、生活保護法の「改正」とセッ
トで制定された生活困窮者自立支援法
について、弁護士の舟木浩さんから概
要の説明がありました。この法律は、
これまで取り組まれてきた様々な支援
メニューをまとめて制度化したもので、
対象者については、相談窓口でアセス
メントを経てから、支援計画がつくる
ようですが、2013年度は全国
68地域でモデル事業が実施されるそ
うです。ただ、生活保護受給者の急増
を背景に制定されており、新たな「水
際作戦」や「沖合作戦」による生活保
護の利用抑制を使われるおそれがある
とのことでした。そして、引き続き、

神戸の冬を支える会の皆本郁さんから、生活困窮者自立支援法に対する評価が民間団体でも大きく分かれている状況について報告がありました。連合、日本社会福祉士会、日弁連、反貧困ネットワークなどがそれぞれ団体としての意見を出しているそうですが、論点を端的に把握するには日司連の会長声明がお勧めのことでした。

その後、滋賀県湖東健康福祉事務所

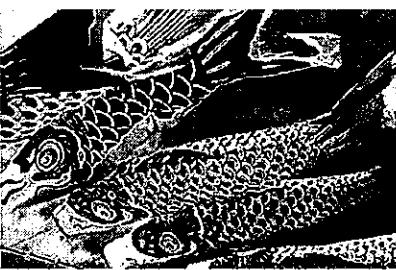
で生活保護担当の検査指導員をされていいる富田清和さんから報告がありました。湖東健康福祉事務所が担当している地域は、3級地の2にあたり、保護世帯は270世帯、保護率は9.1%とのことでした。富田さんは、生活保護の現場で長年仕事をしてきたベテランですが、福祉事務所と生活保護受給者との軋轢が強まっていると感じておられるそうです。今回の生活保護法の「改正」によって、その軋轢がさらに強まるこことを懸念しておられました。そして、2~3年しか現場経験のない職員が多くなっている危機感から、いまとこそ福祉事務所の機能強化が必要であると訴えておられました。

最後に、滋賀県野洲市役所市民生活相談課の生水裕美さんから、生活困窮者自立支援法の施行に先立つて全国で実施されているモデル事業の概況と、モデル事業実施地域の1つである野洲市の取り組みについて、軽妙な語り口で報告がありました。自立支援法が予定している支援事業は、行政が民間団体に事務手続きを委託することができ、モデル事業の実施地域でも委託が8割を超えていました。その中で、野洲市は行政が直営で事業を開いており、「おせつかい」の精神を大事にしているということでした。すでに役所内で分野を横断した幅広い連携体制を築き上げているようです。生水さんは、特に上下水道料や国保税などの滞納情

報をキヤツチする徴税部門との連携の重要性を強調しておられました。

これらの報告の後、参加者との間で質疑応答や意見交換があり、今後も各地の支援活動の中で運用をチェックしながら、生存権を守る闘いを続けていく必要性を確認し合う分科会となりました。

報告書でも安易な引き下げに警鐘をならしていました。また、「テフレ分」580億円については基準部会でも全く議論されていません。さらに統計処理についても比較対象品目の数が異なるとか、値下がりが大きい家電製品の影響が過大に評価されている等の問題や、検証のやり方そのものが厚生労働省独自の特異な方法だという数々の問題があります。



第3分科会（生活保護基準引き下げ）

第3分科会は生活保護基準がテーマです。

はじめに、2013年8月から生活保護基準が大幅に引き下げられた問題について、吉田弁護士から一齊審査請求の取り組みが紹介されました。生活保護受給世帯の9.6%、200万人以上の利用者が対象となる生活保護基準引き下げは、三段階で平均6.5%、最大で10%の引き下げとなります。

厚生労働省は「財政効果」670億を見込み、強引な引き下げを行いました。しかしそのうち「ゆがみ分」とされる90億円分については「第一・十分位の世帯」の「生活扶助相当支出」を用いることの問題点もあり、2013年1月に出された生活保護基準部会

のような生活は全くできない。

そして佛教大学の金澤教授から、あるべき生活保護基準と基準引き下げ他制度への影響の報告がありました。

まず金澤教授は、低所得世帯の生活は人間らしい生活といえるかという観点から、低所得者の消費傾向を分析すると食費に費やす金額が下がつており、ますます困窮化が進んでいると紹介されました。保険掛金等将来に備える支出も下がっているほか、貧しければ貧しいほど娯楽などに費やせる費用が減るために、人の繋がりがなくなってしまう孤立しやすいとのことでした。

次に生活保護水準引き下げの他の制度への影響として、年々非正規労働者が増えいわゆる「パラサイトシングル」も増え続ける中、基準引き下げは最低賃金引き上げ等の課題を見えにくくし、社会全体が引き下げスパイラルの悪循環に陥らせることが指摘がありました。そのうえで、新しい最低生活費の算定の動きを紹介され、憲法25条のいう「健康で文化的な最低限度の生活」の中身について、社会に出ても恥ずかしくないだけのものである必要があるとされました。その具体的試算結果は税・保険料等を含めれば単身生活者で20万円程度は必要と思われるとのことでした。

それこそがナショナルミニマムの「社会のあり方」としての基準だ、という締めくくりがありました。